

NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業（北・中央・西蒲区）

業務委託仕様書

1 業務名称

NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業（北・中央・西蒲区）

2 業務目的

被災時においては、子どもや子育て世帯の不安や孤独・孤立が増していくことが予想されます。新潟市でも、能登半島地震により児童館や公園の一部が被害を受け、一時的に利用できなくなりました。

このことから、公共施設を活用し、平時からNPO等の民間団体による子ども居場所づくりの実績を積み重ねることで、災害時においても、速やかにこどもの居場所が市内各所で開設される体制整備を図ります。

3 契約期間

令和8年6月1日 から 令和9年3月31日まで

4 実施場所

市内区ごとに当該区内の公民館で開催する。なお、受託者が選択した事業実施区において、別紙1の一覧に示す公民館及び日程から受託者が選択して実施することとする。

5 業務内容

(1) 事業の実施

① 対象者

18歳未満のすべての子どもを対象とする。なお、主な参加者を小学4・5・6年生と想定して事業を行うこと。

② 実施回数

市内各区内にある公民館において、毎月最低1か所、年間9回以上実施すること。

③ 実施期間等

実施日：令和8年6月から令和9年2月のおける、別紙1に掲げる毎月土曜日もしくは日曜日のいずれか1日。年間9日間以上実施すること。

開催時間：午前9時から午後5時までの間で3時間の開催時間を確保すること。

なお、上記時間には受託者の移動時間や準備時間は含まないものとする。

④ 実施内容

下記のいずれか1つもしくは複数の事業を行うこと。

ア プレイルーム（遊びの中から体験や経験につながる仕掛けづくりを行うこと）

イ 学習支援（学習意欲を引き出す仕掛けづくりを行うこと）

ウ 子ども食堂（こどもの食育や生活習慣の獲得に結び付くよう工夫すること）

⑤目標参加者数

1日あたり10名以上の対象者が参加するよう努めること。

⑥スタッフ

1日あたり3名以上のスタッフを配置すること。そのうち1名は責任者とする。また、運営能力や安全の確保、参加者サービス向上のため、研修等を実施し業務遂行に必要な知識の習得に努めること。

⑦安全対策・衛生管理等

参加者が安心して遊ぶことができる場を提供するために必要や安全対策及び衛生管理を行うとともに、本事業実施に係る損害賠償責任保険に加入すること。

(2) 広報活動

対象者の参加が見込まれるよう、周知を行うこと。また、新潟市が実施する広報活動（チラシの作成・配布、ホームページやSNSの掲載など）に協力すること。

(3) その他の業務

① 事業計画書及び収支予算書の作成

事業計画書及び収支予算書を作成すること（契約締結後すみやかに提出）。

② 運営管理規定の作成

参加する児童の把握、保護者との連絡、緊急連絡体制、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定（本事業における参加のルール）を定め、新潟市に提出すること。

③ 参加者アンケートの実施

受託者は、参加者の意見や要望を把握し、運営に反映させること等を目的に、毎回参加者アンケート等を実施し、ニーズ把握に努めること。また、アンケート結果は、新潟市に報告し、必要に応じて参加者に周知すること。

④ 参加に係る実費相当額の徴収

原則として本事業の実施において対象者からの実費徴収は行わないこととする。なお、対象者の保護者等、対象者以外の参加者から実費徴収を行う場合は新潟市と事前に協議すること。

⑤ 防災・危機管理等に関する業務

- ・けが人や体調不良者に対して適切な応急措置を行うこと。また事故があった場合は、新潟市および施設管理者へすみやかに報告すること。
- ・施設内において自動体外式除細動器（AED）が設置されている場合、適切な使用ができるよう、知識・技術等の習得に努めること。
- ・災害発生時には、本事業をすみやかに中止し、参加者の安全確保に最大限努めるとともに、新潟市や施設管理者の指示に従うこと。また、職員の安全確保に努めること。

⑥ 関係機関との連携・協力

各公民館と開催に向け調整（参加のルールや安全確保等）の調整を行うこと。

(4) 留意事項

この仕様書に記載がない事項であっても、社会通念上、必要な業務であるものや、より目的が達成できる事項等がある場合は、新潟市と受託者とで協議し、その取り扱いを定めるものとする。

6 法令等の遵守

本業務の実施に関連する事項について、以下の関係法令を遵守、または準拠すること。

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 77 号）
- ・新潟市子ども条例（令和 3 年条例第 64 号）
- ・新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 4 号）
- ・その他関係法令（労働基準法等）

7 文書管理、守秘義務、個人情報保護の取り扱い

- (1) 本事業に関する文書は、本事業を実施している期間において、適正に管理するよう努めること。
- (2) 本業務に従事する者もしくは従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。契約終了後もしくはその職を退いた後も同様とする。
- (3) 受託者は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じなければならない。

8 経費関係

(1) 経費の支払い

委託料は、受託者の請求により全額を概算払いするものとする。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料は、人件費、事務費、事業費など、本事業に関する一切の経費とする。

9 備品・消耗品等の調達及び管理

本事業にかかる備品・消耗品等はすべて受託者が購入または調達し、用意すること。また、それら備品・消耗品等は常に良好な状態に保ち、事故等の無いよう留意すること。

10 業務の報告

報告すべき内容は以下のとおりとする。また、書類の書式に特に定めのないものは、新潟市と受託者とで協議のうえ定めるものとする。提出は紙とデータの2種類とする。

(1) 管理運営に関する報告

- ・事業実施報告書（他団体への共有を念頭に作成 令和9年3月31日までに提出）

- ・別紙2 参加者報告書（令和9年3月31日までに提出）
- ・記録写真（実施月毎 令和9年3月31日までに提出）
- ・収支報告書（令和9年3月31日までに提出）
- ・参加者アンケート報告書（実施月毎 令和9年3月31日までに提出）

(2) 事故等に関する報告

- ・事故報告書（内容・対応・経過）
- ・業務の中で把握した苦情やトラブルに関する対応記録（内容・対応・経過）

1.1 その他特記事項

- (1) 新潟市は、受託者に対し、業務内容が契約書及び本仕様書に適合しないと認めたときは、その業務の内容変更及び変更対応を都度命ずることができる。
- (2) 文書・資料作成の際に新規に制作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定めるものを含む。）は新潟市に譲渡されるものとし、受託者が権利を有する著作物については、受託者より利用許諾が得られるものとする。また、第三者が権利を有する著作物については、受託者が文書・資料作成にかかわるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約締結の手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ新潟市に書面による承諾を受けたときはこの限りでない。

利用可能公民館日程一覧

- ・本事業で利用可能な各区の公民館と日程の一覧です。
- ・各区内において毎月1つの公民館を選択し、業務を実施いただきます。例えば、北区で事業を実施する場合は、北区内の豊栄公民館と北地区公民館の2つの公民館から、毎月1つの公民館を選択し、北区内で年間9回開催いただきます。
- ・「用途限定」の欄に記載がある公民館は、「4実施内容」に示す「ア プレイルーム、イ 学習支援、ウ こども食堂」に対応する実施内容に用途が限られますのでご注意ください。

区	公民館	部屋名	用途 限定	定員	令和9年									
					6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
北区	豊栄地区公民館	第1研修室	ア・イ	20人	13日(土)	25日(土)	22日(土)	26日(土)						
		第2研修室	ア・イ	20人	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30						
		301会議室	ア・イ	12人					24日(土)	15日(日)	13日(日)	17日(日)	14日(日)	
	302会議室	ア・イ	12人					9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	
	北地区公民館	和室	イ	30人	14日(日)	12日(日)	9日(日)	13日(日)	11日(日)	8日(日)	13日(日)	10日(日)	14日(日)	
		調理実習室		30人	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30		
中央区	中央公民館	2F和室1		20人	21日(日)	4日(土)			4日(日)		20日(日)	31日(日)		
		2F和室2		16人	9:00-17:00	9:00-17:00			9:00-17:00		9:00-17:00	9:00-17:00		
		5F調理実習室		36人										
	鳥屋野地区公民館	2F第2和室	イ	42人			30日(日)		31日(土)	29日(日)		31日(日)		
		3F調理実習室		24人			9:00-17:30		9:00-17:30	9:00-17:30		9:00-17:30		
	東地区公民館	3F和室		18人	14日(日)	19日(日)	30日(日)	20日(日)	18日(日)	15日(日)	20日(日)	17日(日)	14日(日)	
		3F調理実習室		30人	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	
関屋地区公民館	1F和室		45人	7日(日)	5日(日)	2日(日)	6日(日)	4日(日)	1日(日)	6日(日)	31日(日)	7日(日)		
	3F調理実習室		25人	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30		
西蒲区	巻地区公民館	2F和室		40人	14日(日)	12日(日)	9日(日)	13日(日)	11日(日)	8日(日)	13日(日)	10日(日)	14日(日)	
					9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	
	岩室地区公民館	2F茶室		25人					11日(日)	8日(日)	13日(日)	10日(日)	14日(日)	
		2F和室		100人					9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	
		2F調理実習室		20人										
	西川地区公民館	2F和室A・B		100人	6日(土)	4日(土)	1日(土)	5日(土)	3日(土)	7日(土)	5日(土)	9日(土)	6日(土)	
				9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30		
中之口地区公民館	2F和室		80人	20日(土)	18日(土)	15日(土)	19日(土)	17日(土)	21日(土)	19日(土)	16日(土)	20日(土)		
	1F調理実習室		30人	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30	9:00-17:30		

【NPO法人等と連携したこどもの居場所づくり事業 参加者報告書】

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
日											
曜日											
公民館名											
参加者	未就学児										
	小学生	1年生									
		2年生									
		3年生									
		4年生									
		5年生									
		6年生									
	小学生計										
	中学生	1年生									
		2年生									
		3年生									
	高校生										
	保護者										
	その他										
合計参加者数											